

川崎市営住宅使用承継許可審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）に基づく住宅の使用承継の許可の公平を期することを目的として、川崎市営住宅使用承継許可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、川崎市営住宅条例第34条第1項に基づき公営住宅法第27条第6項の権限を行う川崎市住宅供給公社からの協議に基づく、川崎市営住宅条例施行規則第14条第5項に基づく使用承継の許可に関する審査を行う。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) まちづくり局市街地開発部住宅担当部長
- (2) まちづくり局市街地開発部住宅整備課長
- (3) まちづくり局市街地開発部住宅管理課長
- (4) まちづくり局市街地開発部住宅管理課担当課長〔指導〕
- (5) まちづくり局市街地開発部住宅管理課担当課長〔法的措置〕

3 会長は、まちづくり局市街地開発部住宅担当部長をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総括する。

5 審査会に副会長を置き、まちづくり局市街地開発部住宅管理課長をもって充てる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の3分の2以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否が同数のときは、議長が決する。

4 日程上又は緊急を要する等の事由により、会議の開催が困難なときは、庶務が持回りによって、会務を処理することができるものとする。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員又は川崎市住宅供給公社の職員の出席を求め、その者から説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、まちづくり局市街地開発部住宅管理課入居収納係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。